

アルキの笑 料金表

(重度訪問介護)

■基本料金

算定項目	時間	単位数	重度障害者等の場合	重度障害者等の場合
重度 訪問介護	1時間未満	186単位	+ 15/100 ※重度障害の方については左記単位数に15%が加算されます。	+ 8.5/100 ※障害程度区分6に該当する方については左記単位数に8.5%加算されます。
	1時間以上1時間30分未満	277単位		
	1時間30分以上2時間未満	369単位		
	2時間以上2時間30分未満	461単位		
	2時間30分以上3時間未満	553単位		
	3時間以上3時間30分未満	644単位		
	3時間30分以上4時間未満	736単位		
	4時間以上8時間未満	821単位に30分を増すごとに+ 85単位		
	8時間以上12時間未満	1,505単位に30分を増すごとに+ 85単位		
	12時間以上16時間未満	2,184単位に30分を増すごとに+ 81単位		
	16時間以上20時間未満	2,834単位に30分を増すごとに+ 86単位		
	20時間以上24時間未満	3,520単位に30分を増すごとに+ 80単位		

■加算料金 ※基本料金に加え、要件を満たした場合、以下の加算を算定いたします。

加算項目		単位数	算定の対象
移動介護	1時間未満	100単位を加算	重度訪問介護の対象者であり、外出時における移動の支援や移動中の介護を行なった場合に加算します。
	1時間以上1時間30分未満	125単位を加算	
	1時間30分以上2時間未満	150単位を加算	
	2時間以上2時間30分未満	175単位を加算	
	2時間30分以上3時間未満	200単位を加算	
	3時間以上	250単位を加算	
移動介護緊急時支援加算		1日につき240単位を加算	訪問介護員が自ら車を運転し送迎をした際に、利用者からの要請等に基づいて緊急的に吸痰や体位変換等の支援を行った場合に加算します。
初回加算		1月につき200単位を加算	新規にサービスの依頼をされ、サービス提供責任者が初回のサービス提供と同月に訪問または同行訪問をした時に加算します。
利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）		1回につき150単位を加算	一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される方について、市町村が認定した方で、同一月において複数のサービス事業所からサービスを利用する方のうち、当該支給決定障害者等の利用者負担の上限額の管理について、当事業所が利用者負担上限額管理事業所として位置付けられた場合に加算します。
特別地域加算		+15/100	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対してサービスを実施した場合に加算します。
喀痰吸引等支援体制加算		1人1日当たり100単位を加算	喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に加算します。
緊急時対応加算（月2回を限度）		1回につき100単位を加算	計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します。※注 地域生活支援拠点等の場合+50単位
行動障害支援連携加算 （30日の間、1回を限度）		1回につき584単位を加算	支援計画シート等を作成した者(以下「作成者」)が、サービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行ったときは、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。
入院時支援連携加算		入院前に1回を限度として300単位を加算	病院等に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が、入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院等を訪問し、当該利用者にかかる必要な情報の提供及び当該病院等と事業所が連携して入院時の支援を行うための必要な調整を行った場合に加算します。
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		1月につき +所定単位×372／1,000	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。キャリアパス要件や職場環境等要件をどこまで満たしているかで加算区分が変わります。事業所の体制により左記のⅠイ、Ⅱイのうち、いずれか1つが加算されます。
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		1月につき +所定単位×357／1,000	
特定事業所加算Ⅰ		1月につき +所定単位+20／100	サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度障害者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。事業所の体制により左記のⅠ～Ⅲのうち、いずれか1つのみが加算されます。
特定事業所加算Ⅱ		1月につき +所定単位+10／100	
特定事業所加算Ⅲ		1月につき +所定単位+10／100	
2人の重度訪問介護従業者による場合		×200／100	1人の重度訪問介護従業者による介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人の重度訪問介護従業者でサービスを提供した場合に加算します。
熟練従業者が新任従業者に同行して区分6の利用者に支援を行う場合		×180／100	
熟練従業者が重度障害者等包括支援の度合にある利用者を支援する従業者に同行して支援を行う場合		×180／100	
早朝加算		+25／100	午前6時～午前8時の時間帯にサービスを行った場合に加算します。
夜間加算		+25／100	午後6時～午後10時の時間帯にサービスを行った場合に加算します。
深夜加算		+50／100	午後10時～午前6時の時間帯にサービスを行った場合に加算します。
90日以上利用減算		×80/100	病院等に入院または入所中の利用者に対しサービスを提供した場合であって、90日を超えて利用した際に、90日を超えた部分に関して減算します。

※1単位は地域区分により10円～11.20円で、市町村ごとに設定されています。

※障害福祉サービスでは、世帯所得に応じた負担上限額が設定されております。一月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

※世帯収入により利用料上限額が受給者証に記載されている場合は、その金額が負担額の上限になります。

※身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算、情報公表未報告減算が適用される場合もあります。

※詳細は管理者にお問い合わせください。